

日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

2012年度診療報酬改定動向 「調剤報酬」

第209回 中医協総会（2011年11月30日）

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）

資料作成：菊地祐男（日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217）



nikky

資料No.231201-244-3



株式会社日医工医業経営研究所

在宅業務実施薬局に対する施設基準

- 薬局が在宅での薬学的管理指導に積極的に関わっていく上で、多くの課題が指摘されている。
- 在宅での薬学的管理指導を実施する際の課題として、休日や夜間の対応等も含めて、薬局の体制として相当程度の人員を確保する必要がある。

- 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている薬局の中には、基準調剤加算の施設基準を満たしている薬局とそうでない薬局がある。

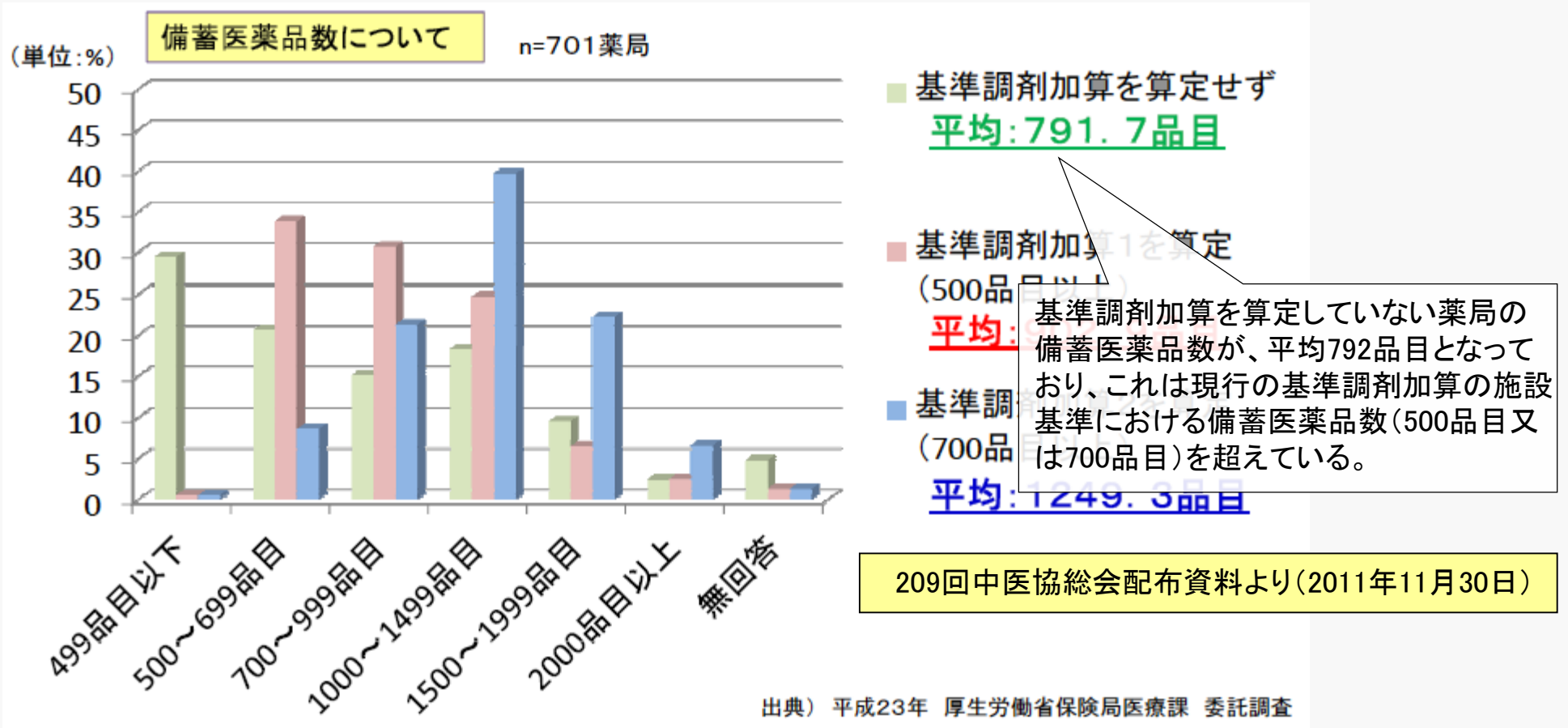
- 在宅医療へ対応可能な薬局に関する情報については、医療機関等が容易に把握できるように周知してはどうか？
- 在宅で使用される医療材料・衛生材料の供給に、薬局が積極的に関与するよう改善してはどうか？（厚労省）

- ★在宅業務実施薬局に対する施設基準を別途設けることに合わせ、基準調剤加算の施設基準の見直しも行ってはどうか？（厚労省）

- 在宅医療・介護への対応可否について、外部に積極的に周知していない薬局は多い。また、医療機関等では、どの薬局が在宅医療・介護へ対応可能であるのか知らない場合が多い。

- 在宅薬剤管理指導業務に取り組んでいる薬局の多くは、医療材料・衛生材料も供給している。一方で、地域から薬局に対し、医療材料・衛生材料の供給について要望が届いていないケースも多い。

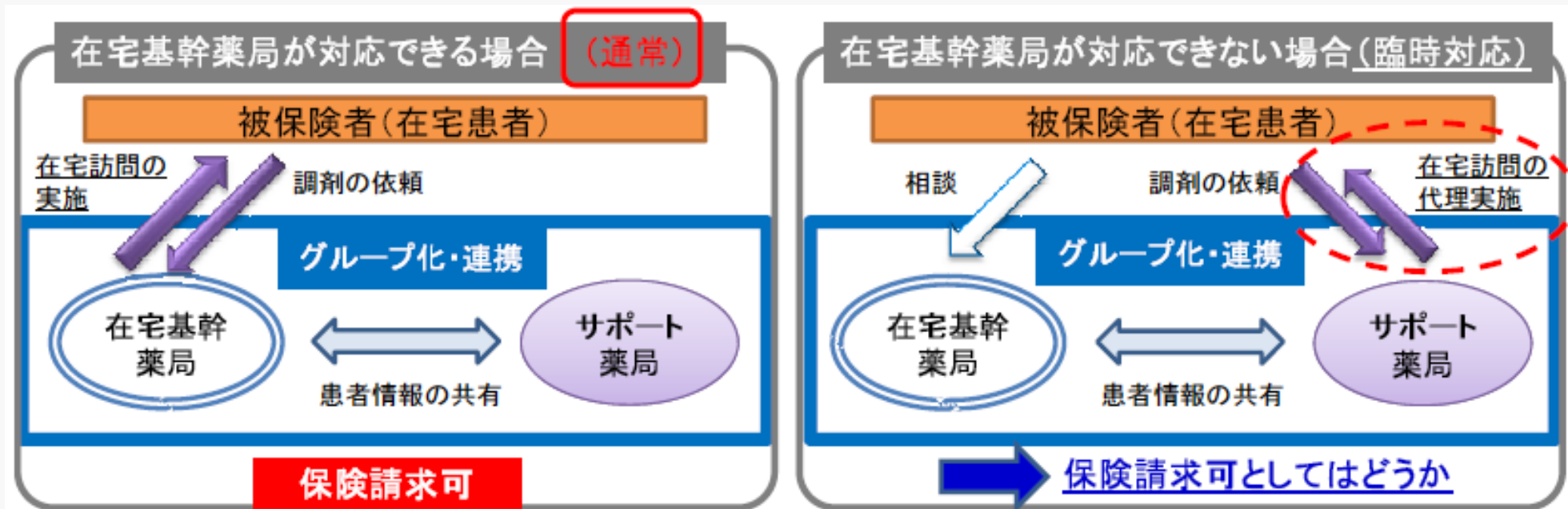
施設基準における備蓄医薬品数



基準調剤加算の施設基準における備蓄医薬品数については、実態等も踏まえその品目数要件を見直してはどうか？

地域医療との連携を評価するとの観点から、明らかに特定の保険医療機関の開業時間等に応じた開局時間を設定している薬局については、基準調剤加算を算定できないこととしてはどうか？(厚労省)

小規模薬局間の連携



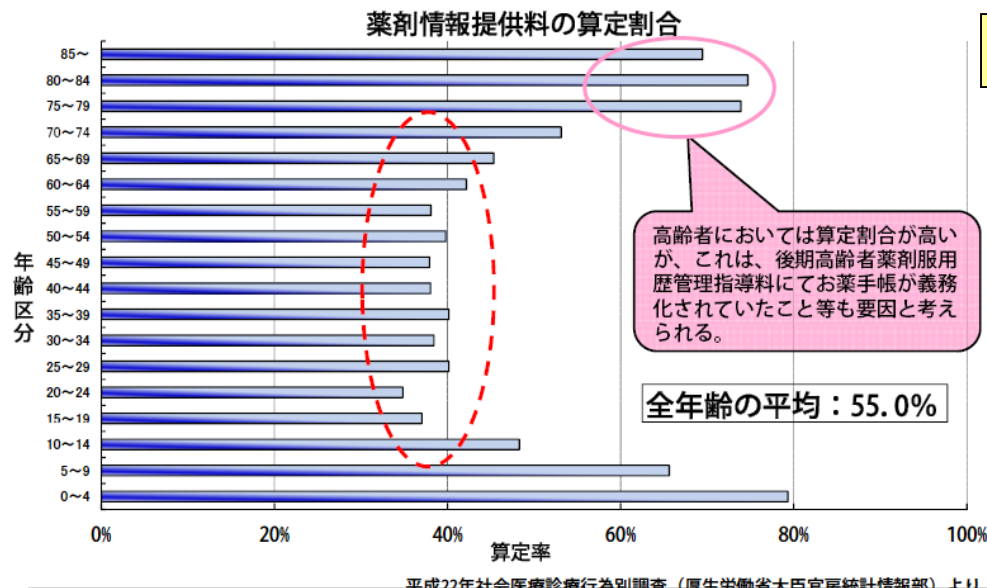
209回中医協総会配布資料より(2011年11月30日)

小規模薬局であっても、近隣の薬局と連携することにより、在宅医療へ参画することが可能となる。

現状では、在宅患者訪問薬剤管理指導料については、他の薬局の薬剤師等が既に行っている場合には算定できないことから、薬局間の連携が進まず小規模薬局の在宅医療への参画が進んでいない。

他の薬局の薬剤師等が訪問薬剤管理指導を既に行っている場合であっても、あらかじめ薬局間で連携している場合に臨時的に行った在宅訪問についても算定可能としてはどうか？(厚労省)

薬剤服用歴管理指導料と薬剤情報提供料のあり方



209回中医協総会配布資料より(2011年11月30日)

高齢者においては算定割合が高いが、これは、後期高齢者薬剤服用歴管理指導料にてお薬手帳が義務化されていたこと等も要因と考えられる。

お薬手帳を通じて薬剤情報を共有することを普及させるためには、薬歴と薬剤情報提供が一体となった管理指導が不可欠であり、これに応じた報酬上の評価が必要ではないか。

○薬歴を活用した残薬確認は有効であると考えられる。

○薬歴を活用した疑義照会の割合：3.15%

(うち、処方変更が生じた割合は(68.9%)⇒年間で約2,300万枚(処方変更は1,580万枚)に相当。

○東日本大震災での活用実績からお薬手帳を通じた薬剤情報の共有の有用性が再確認された。

○お薬手帳の普及割合は、高齢者等では60%を超えているものの、平均55%にとどまっている。

○お薬手帳を通じて薬剤情報を共有することを普及させるためには、薬歴との一体的な情報提供、管理指導が不可欠であり、これに応じた報酬上の評価が必要ではないか。

東日本大震災により、お薬手帳を通じて薬剤情報を共有することの有用性が再認識される中で、薬歴と一体的な情報提供、薬学的管理指導を行うため、薬剤服用歴管理指導料と薬剤情報提供料を合わせて診療報酬上評価してはどうか？(厚労省)

乳幼児への薬学的管理指導の充実

- 乳幼児に対しては、特別な薬学的管理・指導が必要である。一方、調剤報酬においては、調剤技術料における自家製剤加算及び計量混合加算の中で、乳幼児製剤には特別な加算が評価されている。
- これらの中には、処方せん受付時における患者背景等の聞き取りから、服薬指導、その後のフォローも含めた薬学的管理指導の一環と考えられる内容も含まれている。

現在、調剤技術料の中で評価されている乳幼児に対する薬学的管理指導については、調剤技術料における現行の扱いの整理と合わせて、別途、薬学的管理指導において評価してはどうか？（厚労省）

情報提供料の適正化

○ 「調剤情報提供料」は、保険薬局が、調剤に関する情報提供の必要性を認め、保険医療機関に対して文書により情報提供するもの

○ 「服薬情報提供料」は、保険医療機関から情報提供の求めがあった場合又は保険薬局が情報提供の必要性を認めた場合に、服薬状況を示す情報について保険医療機関に対して文書により情報提供するもの

○ 「服薬指導情報提供加算」は、保険薬局が、服薬指導に関する情報提供の必要性を認め、保険医療機関に対して文書により情報提供するもの

○ 「調剤情報提供料」、「服薬情報提供料」及びその加算である「服薬指導情報提供加算」については、一連の調剤・薬学的管理指導行為の中で算定されるものであるため、整理・合理化して、診療報酬上一つの項目として評価してはどうか。

○ 整理・合理化にあたっては、処方医の求めに応じた情報提供を基本とするが、薬剤師が特段の理由により、医師に情報提供の必要性を認めた場合にも算定できることとしてはどうか？（厚労省）